

土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)を用いる調査業務(設計業務対象部分)及び設計業務の新たな積算方法について

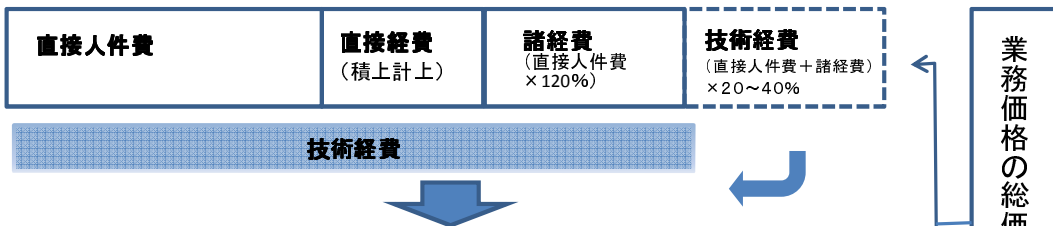
奈良県農林部所管の【農林水産省 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)】を用いる委託業務の内、調査業務(設計業務対象部分)及び設計業務の積算については、平成27年7月1日以降公告分より下記の通り新たな積算体系を適用します。

記

1. 積算方式の変更

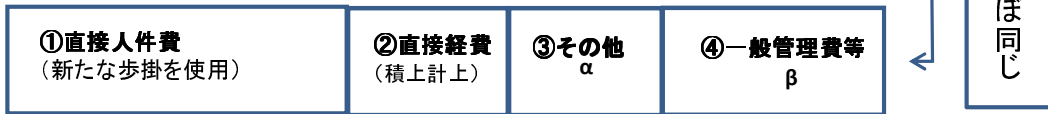
●現在の業務価格の内訳

直接人件費及び直接経費を積上げ計上し、諸経費(直接人件費の120%)と技術経費(技術的難易度に応じて設定)を加える



●新積算方式による業務価格の内訳

技術経費は各費目に振り替わっており、この改正による業務価格の変化はほぼ生じない



- ①直接人件費: 歩掛 × 技術者単価により算定
- ②直接経費(積上計上): 直接経費のうち旅費交通費などを積上計上
- ③その他原価: $③ = ① \times \alpha / (1 - \alpha)$
※α: 原価(直接経費(積上計上)を除く)に占めるその他原価の割合 = 35%
- ④一般管理費: $④ = (① + ② + ③) \times \beta / (1 - \beta)$
※β: 業務価格に占める一般管理費等の割合 = 35%(H27年7月1日より適用)

2. 最低制限価格の算定式

・積算体系の変更に伴い、最低制限価格の算定方法は、以下のとおり変更となります。

変更前(平成27年6月30日まで公告分)

変更後(平成27年7月1日以降公告分)

【建設コンサルタント業務(「直接人件費」「直接経費」「技術経費」「諸経費」)】…(技術経費を用いる業務)
(平成26年9月1日改正)

【範囲】 予定価格の7/10~9/10

【計算式】

直接人件費の額	} 合計額 × (1 + 消費税率)
直接経費の額	
技術経費の額 × 95%	
諸経費の額 × 60%	

【建設コンサルタント業務】
…(技術経費を用いない業務)
(平成26年6月1日改正)

【範囲】 予定価格の7/10~9/10

【計算式】

直接人件費の額	} 合計額 × (1 + 消費税率)
直接経費の額	
その他原価の額 × 90%	
一般管理費の額 × 50%	

変更後(H27年7月1日以降公告分)の算定式

《算定式》

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$
最低制限価格 = (「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」) × (1 + 消費税率)

② $7/10 > \alpha$ → 最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

③ $9/10 < \alpha$ → 最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

α = (「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」) × (1 + 消費税率) / (予定価格)

1万円未満切り捨て

・なお、委託業務【測量業務】【地質調査業務】【建築設計業務】については、平成26年6月1日改正の最低制限価格の算定式を用い、今回変更はありません。